

※平成23年5月19日 第35回通常総会での会費変更 承認事項

平成26年度より変更の箇所

【旧】	
資本金 (出資金)	年会費
100万円未満	2,000円
100万円以上	5,000円
500万円以上	7,000円
1,000万円以上	8,000円
3,000万円以上	12,000円
5,000万円以上	17,000円
1億円以上	30,000円
5億円以上	60,000円
10億円以上	100,000円
100億円以上	200,000円
500億円以上	300,000円
1,000億円以上	400,000円
準会員	1,000円
特別準会員	会費免除

平成24年度
より改定済

【新】	
資本金 (出資金)	年会費
100万円未満	3,000円
100万円以上	6,000円
500万円以上	10,000円
1,000万円以上	11,000円
3,000万円以上	15,000円
5,000万円以上	24,000円
1億円以上	50,000円
5億円以上	90,000円
10億円以上	150,000円
100億円以上	300,000円
500億円以上	400,000円
1,000億円以上	500,000円
公益法人など	3,000円
子会社など	3,000円
正会員以外の場合	
賛助会員	3,000円

(注)

1. 準会員とは
 - (1)支店・営業所・出張所等
 - (2)宗教法人・公益法人・人格なき社団
法人等の出資金のない法人等
 - (3)基幹会員(親会社等)と代表者を同じくする子会社等
2. 特別準会員とは
基幹会員(親会社等)と本店所在地を同じくする子会社等

(注)

1. 賛助会員とは
 - ・支店・工場・営業所等の事業所
2. 正会員以外とは
 - ・総会の構成員は、正会員
したがって正会員以外とは、総会の構成員ではなく、総会の議決権を有しない